

令和4年（ワ）第30623号 損害賠償請求事件

原告 桜井康統

被告 株式会社三田ホールディング 外1名

## 答 弁 書

令和5（2023）年3月30日

東京地方裁判所民事第43部合B6係 御中

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

1 「第1 当事者」について

「1」及び「2」については認める。

「3」については被告モハメドが被告の従業員であること、本件ホテルの当直支配人であることを認め、その余は否認する。

## 2 「第2 事案の概要」

争う。

## 3 「第3 マスク不着用を理由とした本件宿泊拒否は不法行為であること」 について

### (1) 「1 マスク着用強制に至る経緯」について

第1段落については認める。

第3段落第2文については不知、第2段落、第3段落第1文、第4段落及び第5段落については否認ないし争う。

### (2) 「2 マスク着用を執拗に迫られたこと」について

原告が本件スタッフを無視したこと、本ホテルにおいてはビュッフェにおいて料理ピックアップ時にマスク着用をお願いしていることは認め、原告の内心については不知、その余は否認ないし争う。

### (3) 「3 被告モハメドに警察を呼ぶと言われたこと」について

原告が料理の取り分けを終えて妻と着席して食事を取っていたこと、被告モハメドが当直支配人であること、被告モハメドが原告および妻の座るテーブルに近づいたこと、原告が被告モハメドを無視したこと、原告が被告モハメドに対し「消えろ」と言ったこと、被告モハメドは宿泊拒否するとは言っていないこと、原告が警察を呼べと言ったこと及び被告モハメドが下がったことは認め、その余は否認する。

### (4) 「4 本件宿泊拒否の経緯」について

「4」の(1)については、原告が本件スタッフに被告モハメドを呼ぶように言ったこと、原告が被告モハメドに対し「警察はいつくるんですか」と何度も聞いたこと、被告モハメドが「他のお客様がいらっしやるので」「他のお客様の迷惑になるので」と述べたこと、本件クラブラウンジの外に出るように促したことは認め、原告の内心については不知、その余は否認する。

「4」の(2)については、原告が「移動しません」と言ったこと、原告の妻が「いったん出ましょう」と言ったこと、原告及びその妻が本件ラウンジの外に移動したこと、原告が iPhone で会話を録音したこと、原告がカードキーを返却したこと、原告及びその妻がエレベーターホールからエントランスに移動してタクシーに乗車したことは認め、原告の内心については不知、その余は否認ないし争う。

(5) 「5 被告モハメドに強要罪が成立すること」について

p 「5」の(1)については、第1段落第2文、同第4文、同第5文については認め、その余は否認ないし争う。

「5」の(2)アについては、第1段落、第2段落、第3段落第1文・第2文及び本件ホテルのロビーに少数ながら原告以外にマスクを着用していない者も歩いていたこと(第3段落)、原告はチェックイン時もノーマスクであったがマスク着用を求められることはなかったこと(第5段落)、第6段落及び第7段落については認め、その余は否認ないし争う。

「5」の(2)イについては認める。

「5」の(3)については否認ないし争う。

(6) 「6 旅館業法違反」について

争う。

(7) 「7 被告モハメドの不法行為責任」について

争う。

(8) 「8 被告の使用者責任」について

第1段落ないし第3段落については、原告がホテル宛に10月1日付の文書を発送したこと、被告が返信をしたこと及びその内容(甲12)については認め、原告の内心については不知、その余は否認ないし争う。

第4段落ないし第6段落については否認ないし争う。

- 4 「第4債務不履行に基づく損害賠償請求権について」について否認ないし争う。
- 5 「第5結語」について否認ないし争う。

### 第3 被告らの主張

- 1 本件トラブルは原告のマスク不着用が理由ではないこと  
原告は、本件がマスク不着用にに基づく宿泊拒否であると主張する。  
しかし、本件のトラブルは原告のマスク不着用が理由ではない。  
以下、被告ホテルにおけるマスク着用に関する内規及び事実経過について述べた上で、被告らの主張を述べる。
- 2 被告ホテルにおけるマスク着用に関する内規  
被告ホテルにおいては、本件発生当時、東京都感染拡大防止ガイドライン(乙1 事業者向け東京都感染拡大防止ガイドブック)に従い、宿泊客等の利用客に対し、マスクの着用への協力を求めている(乙2 入館時のお願い)。  
しかし、マスクの着用を強制するということではなく、マスクの着用を宿泊の条件にはしたことはない。

### 3 本件の経過

#### (1) 原告及びその妻のチェックイン

原告及びその妻は、令和4年9月29日午後6時05分ころ、タクシーで被告ホテルに到着し、1階フロントデスクでチェックインを行った。原告はマスクを着用していなかったが、チェックインの手続きは問題なく行われた。チェックインの際、カードキー及びキーケースの交付を受けた。被告ホテルにおいては、キーケースに部

屋番号が記載される仕様となっている（乙3 写真撮影報告書）。

(2) クラブラウンジへの入室と本件スタッフの対応

原告及びその妻は宿泊客室に立ち寄ることなく、同日午後6時15分頃、17階クラブラウンジに入室した。

クラブラウンジは利用資格が限定されており、誰でも利用ができるわけではない。そのため、クラブラウンジスタッフが部屋番号や氏名を利用者に尋ねることにより、利用資格の有無を確認することとなっている。

原告及びその妻が入室しようとした際、クラブラウンジのスタッフは別の利用客の対応中であり、利用資格の有無を確認することができなかった。原告及びその妻はクラブラウンジのスタッフの案内を待つことなく、席に座った。原告は携帯電話で話しながら、一旦クラブラウンジを退出した。本件スタッフは、他の利用客から「ラウンジ内で、マスクもなく、お料理の近くで携帯電話の利用はいかなものか。」と苦情を言われた。

本件スタッフが原告の妻に携帯電話の利用はラウンジ内ではお控えいただくことをお伝えすると共に、利用資格の確認のため、部屋番号を尋ねたところ、原告の妻は「知らない。彼に聞いて」と回答した。

クラブラウンジのスタッフが他の利用客対応中に、原告がラウンジの外から戻ってきて、夫妻が確保した前述の席へ向かった。

まもなく、原告がビュッフェに並んだため、本件スタッフは、原告に対し、マスク着用をお願いをすると共に部屋番号を尋ねた。しかし、原告はこれを2回無視した。

(3) 本件スタッフから被告モハメドへの報告と引き継ぎ

本件スタッフは、利用資格の確認を無視しつづける原告に対し、

自分だけで対応するのは困難であると考え、上長に電話で相談することとした。直属の上長であるクラブラウンジマネージャーに電話したが、繋がらなかったため、デューティーマネージャー兼夜間当直支配人である被告モハメドに電話して、原告の対応について相談した。被告モハメドは当時、1階で別の利用客（政府関係者）の警備の関係の対応等に当たっていた。

被告モハメドは、原告が本件スタッフを無視しており、クラブラウンジの利用資格等の顧客情報が確認できないことから自らが対応すべき案件であると判断し、1階フロント付近から17階のクラブラウンジに向かった。

被告モハメドは17階のクラブラウンジに着いた後、本件スタッフに改めて事情を聴取した。また、被告モハメドは1階で原告がチェックインしていた際に見かけていたので、チェックイン担当に電話連絡し、原告の服装等の特徴を伝え、情報を求めたが、チェックイン担当が原告を覚えておらず、情報を得ることができなかった。やむをえず、被告モハメドは情報がないまま原告に話しかけることとなった。

#### (4) 被告モハメドと原告の対応

被告モハメドは原告及びその妻の座るテーブルの横にかがみ込み、原告に対し、名刺を渡して挨拶した。そして、部屋番号を教えてくださいとお願いした。しかし、原告はこれを完全に無視し、原告と原告の妻は食事を続けた。

被告モハメドは、原告に対し、再度「部屋番号を教えてください。」「お名前を教えてください。」と伝えたが、これも無視された。やむをえず、原告の妻に部屋番号を尋ねたが、原告の妻は、肩をすくめて、「知らない。」というようなジェスチャーで返事をし

てきた。

被告モハメドとしては、クラブラウンジの利用資格を確認する必要があったため、改めて部屋番号を原告に尋ねたが、原告は無視をしていた後、「知らない。」と言った。そこで被告モハメドは「ではお名前を教えていただくか、部屋の鍵のケースを見せてください。」と質問したところ、原告は「さくらい」と回答した。

被告モハメドは名前を教えてくれた点について礼を述べた後、「ビュッフェでお料理を取る際にはマスクの着用をお願いします。」と伝えた。

そうしたところ、原告は大声で「マスクはしません。」「なんでマスクしないといけない。今食べているでしょう。」等と話した。

被告モハメドは、「テーブルでお食事している際には必要ございませんが、ホテルのルールとしてお食事を取りに行くとき、ビュッフェにお並びいただく際には着用をお願いしております。」と原告に伝えた。

その後、原告は被告モハメドに対し、「日本語しゃべれ。」などと大声で言った。被告モハメドは「なるべく声を小さくしていただけますか。」「ホテルのルールを守ってください。」と述べた。これに対し、原告は「ルールを守らないとどうするんだ？」旨、何度も質問した。被告モハメドは「ホテルのルールを守らない場合には、警察を呼ぶこともあります。」と答えた。原告は「警察？」「じゃあ、呼べば。」などと今度は警察を呼ぶようにと大声で言ってきた。

被告モハメドは、一旦原告のそばを離れた。

#### (5) 2回目の被告モハメドと原告との会話

被告モハメドは、原告のそばを離れた後、被告ホテルの情報端末を操作し、原告のクラブラウンジの利用資格を名前から確認した。

その後、原告は本件スタッフに「彼を呼んで。」と言って、被告モハメドを席に呼んだ後、大声で「警察を呼ぶっていったよね。」等と繰り返し言った。被告モハメドは、他の利用客らが大声で話す原告を注視していることが気にかかり、原告に対し「ラウンジの外に行きませんか。」とお願いした。

しかし、原告は他の利用客の迷惑になっていないと述べ、隣席の利用客に対し「迷惑なんかなってないでしょ。」と話しかけた。これにより隣席の利用客と原告が言い争いになった。

また、原告は、ホテルに対する不満を述べ、帰宅する旨の発言をした。ロイヤリティーマネージャーは原告に対し、原告が宿泊予約をしている部屋に一旦戻ることやホテル側が飲み物を部屋に持参することを提案した。しかし、原告は帰宅するとの意向を変更しなかった。

その後、原告、原告の妻と被告モハメドはラウンジの外に出た。

#### (6) ラウンジ外での会話と原告が帰宅するに至った経緯

原告は、ラウンジの外に出た後も、被告モハメドに対し、「警察呼ぶっていったでしょう。」等の発言を繰り返した。

原告、原告の妻、被告モハメド及びロイヤリティーマネージャーの4人で話をした。その際、ロイヤリティーマネージャーが原告に対し、当初、部屋番号も氏名も教えてくれなかったことやマスク不着用の理由を尋ねた。

被告モハメドは、原告に対し、部屋に荷物が残っていないかを確認し、部屋のキー及びキーホルダーを原告から預かった。被告モハメドはロイヤリティーマネージャーと共に、1階玄関でタクシーに乗り込む原告と原告の妻を見送った。

#### 4 被告らの主張



(1) 被告らには不法行為及び債務不履行はない

原告は、被告らに対し、不法行為もしくは債務不履行による損害賠償請求をしている。

しかしながら、事実経過において詳細に述べたとおり、被告らが、原告の宿泊を拒否した事実はない。原告が自ら宿泊を取りやめる意思を示したため、被告は原告の意思に従っただけである。

また、被告ホテルは、そもそもマスクの着用を宿泊の条件とはしていない。あくまでの被告ホテルでは、東京都ガイドライン(乙1)に従い、利用客にマスクの着用をお願いをすることはあっても、マスク着用の強制は行っていない。

したがって、被告らには、原告が主張するような不法行為や債務不履行責任が発生する余地はない。

(2) 損害論について

原告は損害について、本件があった令和4年9月29日から10日後の同年10月9日に急性蕁麻疹を発症したと主張している(訴状19頁～20頁)。

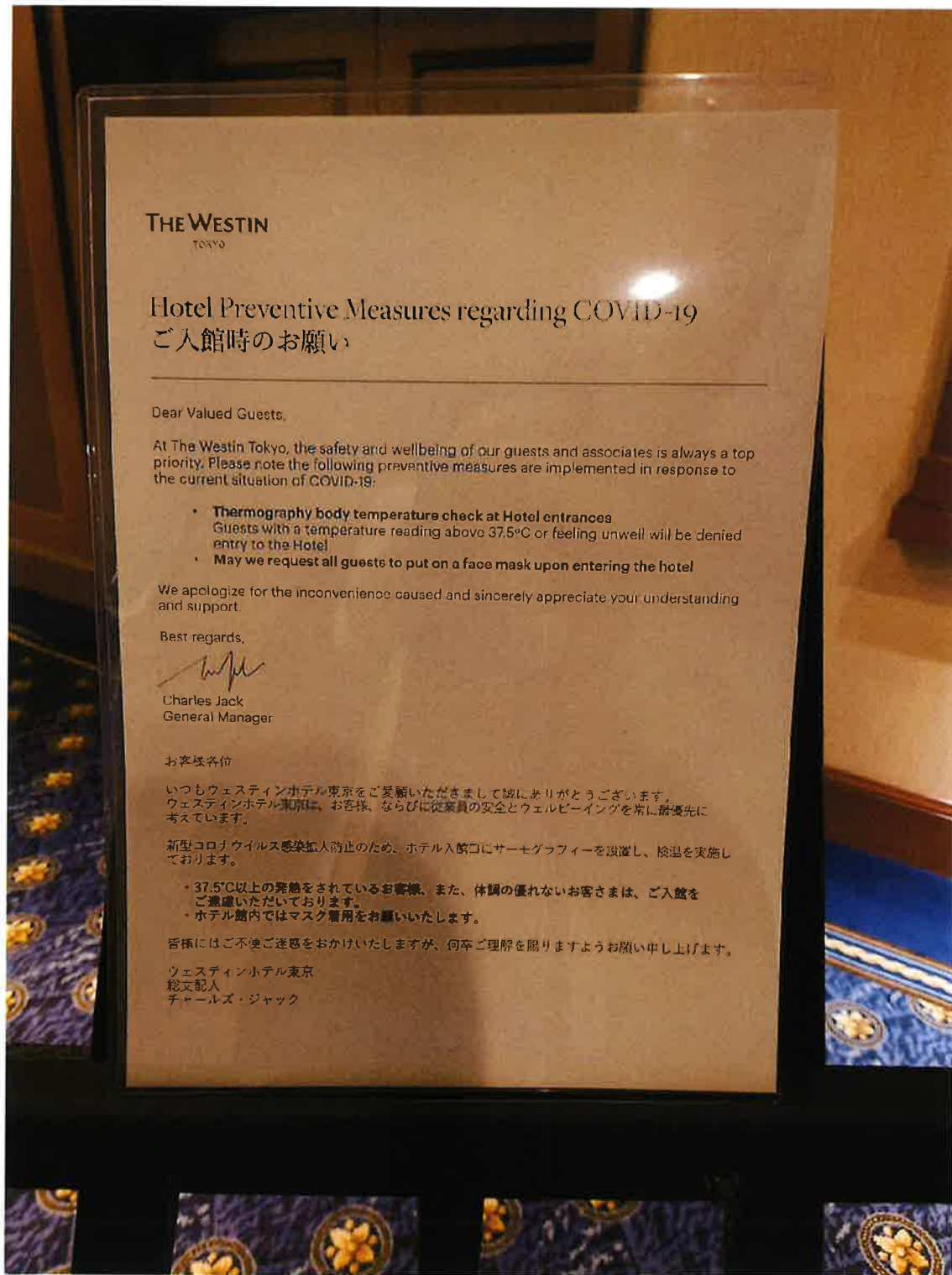
本件から10日経過しての発症であるから、一般論として因果関係が認めがたい。

上記に関連して、訴状からは、被告ホテルからの手紙(甲12)の受領を急性蕁麻疹発症の理由としているとも読み取れることから、原告は上記被告ホテルからの手紙についても不法行為の対象とされるのか明らかにされたい。

なお、損害の発生や因果関係については各医療機関に対する医療記録の送付嘱託の結果も踏まえた上で、改めて被告らの主張を行う予定である。

以上

## 乙第2号証



令和4年（ワ）第30623号 損害賠償請求事件

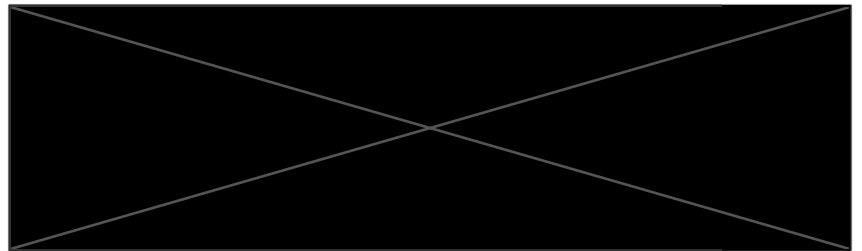
原告 桜井康統

被告 株式会社三田ホールディング 外1名

## 写真撮影報告書

令和5（2023）年3月27日

東京地方裁判所民事第43部合B6係 御中



撮影日：令和5（2023）年3月24日

撮影者：被告ら訴訟代理人弁護士



撮影対象：被告が運営するホテルにおいて使用されている客室カードキー（2種類）及びキーホルダー

写真①



写真①は、被告会社運営のホテル(被告ホテル)において使用されている2種類のカードキーの表面を撮影したものである。

写真②



写真②は、2種類のカードキーの裏面(コメント記載面)を撮影したものである。

写真③



写真③は、カードキーを収納するキーホルダーの表面を撮影したものである。カードキーをキーホルダーの右横に置いて撮影を行った。

写真④



写真④は、カードキーを収納するキーホルダーの裏面を撮影したものである。写真③と同様、カードキーを右横に置いて撮影を行った。キーホルダー裏面には、部屋番号とチェックアウト日が記載されている。